

九年改名廣相者、而博覽者如何、

〔文德實錄一〕嘉祥三年五月丙戌、是日有制爲諸名神令度七十人、各爲名神發願誓念、其得度者、皆以神字被於名首、

〔日本紀略九條〕永延元年九月廿五日乙酉、於眞言院、童子五十五人、剃頭令受戒、名字附諸社片字、來廿七日、可被遣佛舍利使之故也、

〔尊卑分脈十二〕賴義

義家

七歲春於祖神社壇○石清水宮、依加首服號八幡太郎云々、

義綱

父於賀茂社、令加首服之故也、號賀茂次郎、

義光

平日住三井寺、號新羅三郎、於園城寺新羅明神社壇、加首服之故也、

〔續世繼五みつくき〕のりながの御わらはなは、文殊君と聞えき、

〔宇治拾遺物語一〕今はむかし、丹後國に老尼ありけり、地藏菩薩は、あかつきごとによりき給ふことを、ほのかにき、て曉ごとに地藏見たてまつらんとて、ひとよかいまごひありくに、博打のうちほうけてゐたるが見て、尼公は、さむきに何わざと給そといへば、地藏菩薩のあかつきによりき給ふなるに、あひまいらせんとて、かくありくなりといへば、ちぎうのありかせ給ふみちは、我こそゑりたれば、いざ給へ、あはせまいらせんといへば、あはれうれしきことかな、ちぎうのありかせ給はん所へ、我をゐておはせよといへば、われにものをえさせ給へ、やがてゐて奉らんといひければ、此きたるきぬたてまつらんといへば、いざたまへとて、となりなる所へゐてゆく、あまよるこびていそぎ行に、そのこに、ちぎうといふ童ありけるを、それが親をゑりたりけるによりて、ちぎうはと、とひければ、おやあそびにいぬ、いまきなんといへば、くはこ、なり、地藏のおはしますところはいへば、あまうれしくて、つむぎのきぬをぬぎてとらすれば、ばくらうちはい